

新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会の開催について

〔平成 28 年 9 月 27 日
厚生労働大臣決定〕

1. 趣旨

「自殺総合対策大綱の見直しについて」（平成 28 年 9 月 27 日自殺総合対策会議決定）に基づき、新たな自殺総合対策大綱の案の作成に資するよう、新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催し、有識者から意見を聴取する。

2. 構成員

- （1）検討会の構成員は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の自殺対策に関連する分野の有識者のうちから、厚生労働大臣が指名する。
- （2）厚生労働大臣は、構成員の中から、検討会の座長を依頼する。
- （3）座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

3. 庶務

検討会の庶務は、関係省庁の協力を得て、厚生労働省自殺対策推進室において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会が定める。